

条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条・第2条）（略）</p> <p>第2章 基本方針（第3条）（略）</p> <p>第3章 設備及び運営に関する基準（第4条— 第<u>30</u>条）</p> <p>附則</p> <p>第1条～第10条（略）</p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条・第2条）（略）</p> <p>第2章 基本方針（第3条）（略）</p> <p>第3章 設備及び運営に関する基準（第4条— 第<u>31</u>条）</p> <p>附則</p> <p>第1条～第10条（略）</p> <p><u>（サテライト型住居の設置）</u></p> <p><u>第10条の2 無料低額宿泊所は、本体となる施設（入居定員が5人以上10人以下のものに限る。以下この条において「本体施設」という。）と一体的に運営される附属施設であって、利用期間が原則として1年以下のもの（入居定員が4人以下のものに限る。以下「サテライト型住居」という。）を設置することができる。</u></p> <p><u>2 サテライト型住居は、本体施設からおおむね20分で移動できる範囲に設置する等、入居者へのサービス提供に支障がないものとする。</u></p> <p><u>3 一の本体施設に附属することができるサテライト型住居の数は、次の各号に掲げる職員配置の基準に応じ、それぞれ当該各号に定める数とする。</u></p> <p><u>（1） 第6条第1項及び第3項の要件を満たす者が施設長のみ 4以下</u></p> <p><u>（2） 第6条第1項及び第3項の要件を満たす者が施設長のほか1人以上 8以下</u></p> <p><u>4 無料低額宿泊所（サテライト型住居を設置</u></p>

(案)

<p>第11条～第30条 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>附 則 (略)</p>	<p><u>するものに限る。)の入居定員の合計は、次の各号に掲げる職員配置の基準に応じ、それぞれ当該各号に定める人数とする。</u></p> <p><u>(1) 第6条第1項及び第3項の要件を満たす者が施設長のみ 20人以下</u></p> <p><u>(2) 第6条第1項及び第3項の要件を満たす者が施設長のほか1人以上 40人以下</u></p> <p><u>5 無料低額宿泊所(サテライト型住居を設置するものに限る。)は、サテライト型住居について、第9条各項に規定する記録のほか、第20条の規定による状況把握の実施に係る記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</u></p> <p>第11条～第30条 (略)</p> <p><u>(サテライト型住居に係る設備の基準等の規定の適用)</u></p> <p><u>第31条 第11条第3項から第5項までの規定は、サテライト型住居ごとに適用する。</u></p> <p>附 則 (略)</p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。